

5t未満クレーン運転特別教育

講習日時		4月	5月	6月	7月	8月	9月
学科	8:50～17:20	17日(月)	24日(水)	20日(火)	19日(水)	22日(火)	20日(水)
	8:50～16:10	18日(火)	25日(木)	21日(水)	20日(木)	23日(水)	21日(木)
実技	7:50～17:00	23日(日)	28日(日)	25日(日)	23日(日)	27日(日)	24日(日)
講習日時		10月	11月	12月	1月	2月	3月
学科	8:50～17:20	16日(月)	13日(月)	12日(火)	17日(水)	20日(火)	18日(月)
	8:50～16:10	17日(火)	14日(火)	13日(水)	18日(木)	21日(水)	19日(火)
実技	7:50～17:00	22日(日)	19日(日)	17日(日)	21日(日)	25日(日)	24日(日)

講習会場

学科： 尼崎商工会議所会議室（尼崎市昭和通3-96）（バイク駐車禁止）

実技： 学科講習時に連絡

次のいずれかの会場

・ 神鋼鋼線工業(株) ・ 日本スピンドル製造(株)



受講料

受講料	
会員	17,050円(税込)
会員外	19,250円(税込)
テキスト代	1,705円(税込)

人材開発支援助成金対象講習（詳細はハローワーク助成金デスクまで）

定員 各回40名

受講資格 18歳以上

注意事項

- ① 受講当日本人確認のための書類として、次のいずれかをご持参ください。
1) 運転免許証 2) 健康保険証 3) マイナンバーカード 4) 社員証 5) その他
- ② 申込確定後は、キャンセルされ場合でも、受講料は返金できません。
- ③ キャンセル、受講者・受講日の変更については、「WEB予約」申込み手順をご覧ください。
- ④ 遅刻・早退は法定講習時間不足のため、修了証の交付は出来ません。
- ⑤ 各受講者の個人情報 は当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外には使用いたしません。

根拠法令

労働安全衛生法第59条第3項、労働安全衛生規則第36条第15号、クレーン等安全規則第22条
つり上げ荷重が5トン未満クレーン運転の業務に従事するときは、クレーン運転に関する特別教育を受講しなければなりません。

講習内容

区分	講習科目	講習時間
学科	クレーンに関する知識	6時間
	原動機及び電気に関する知識	3時間
	クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	3時間
	関係法令	1時間
実技	クレーンの運転	5時間20分
	クレーンの運転のための合図	1時間

カリキュラム

	時間	講習科目		規定時間数	
学科	8:20~ 8:50	受付			
	8:50~ 9:00	オリエンテーション			
	9:00~10:30	クレーンの知識	1時間30分		
	10:30~10:40	休憩			
	10:40~12:10	クレーンの知識	1時間30分		
	12:10~13:00	昼食			
	13:00~14:30	クレーンの知識	1時間30分		
	14:30~14:40	休憩			
	14:40~16:10	クレーンの知識	1時間30分		
	16:10~16:20	休憩			
	16:20~17:20	関係法令	1時間	1時間	
	2日目	8:20~ 8:50	受付		
		8:50~ 9:00	オリエンテーション		
		9:00~10:30	力学に関する知識	1時間30分	
10:30~10:40		休憩			
10:40~12:10		力学に関する知識	1時間30分		
12:10~13:00		昼食			
13:00~14:30		原動機、電気に関する知識	1時間30分		
14:30~14:40	休憩				
14:40~16:10	原動機、電気に関する知識	1時間30分	3時間		
実技	7:10~ 7:50	受付			
	7:50~ 8:00	オリエンテーション			
	8:00~ 9:00	合図	1時間	1時間	
	9:00~ 9:05	休憩			
	9:05~11:05	クレーンの運転	2時間		
	11:05~11:10	休憩			
	11:10~12:10	クレーンの運転	1時間		
	12:10~12:50	昼食			
	12:50~13:50	クレーンの運転	1時間		
13:50~13:55	休憩				
13:55~15:05	クレーンの運転	1時間10分	5時間10分		